

| | | | |
|------|---|------|-------------------|
| 受付番号 | 9 | 受付月日 | 11月20日 午前9時42分 |
|------|---|------|-------------------|

東郷町議会議長

石橋直季 殿

東郷町議会議員

会派名

国民民主党

議席番号

2

番氏名

加藤のぶひさ

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 2 - 1

| 質問事項 | 質問要旨 | 答弁者 |
|---------------------|--|------|
| 1 空き家について | <p>(1) 令和3年度の一般質問において、空き家は47件あるとの答弁をいただいていたが、現在までの空き家件数の推移について</p> <p>ア 令和4年度及び本年度の空き家件数は。</p> <p>イ 該当物件の現地確認は。</p> <p>ウ 空き家への対応方法は。</p> <p>エ 空き家対応への反応と状況は。</p> <p>オ 区・自治会ごとの空き家件数の傾向は。</p> <p>(2) 空き家対策として関連機関との協定を行ったが得られた効果や活動内容について</p> <p>ア 平成29年の愛知県宅地建物取引業協会との協定について、現在までに行った取組は。</p> <p>イ 平成29年の愛知県司法書士会及び愛知県行政書士会昭和支部との協定について、現在までに行った取組は。</p> <p>(3) 空き家対策を本町の施策として取り組む必要性について</p> <p>ア 現時点で空き家対策の必要性があるか。</p> <p>イ 将来的に空き家が増加することを想定して対策を考える必要はないか。</p> <p>(4) 空き家の有効活用方法として</p> <p>ア 町が直接空き家を利用することは可能か。</p> <p>イ 空き家所有者又は民間事業者との連携において空き家対策を行う場合、本町より補助及び助成などの制度を作成することは可能か。</p> | 担当部長 |
| 2 児童虐待及びヤングケアラーについて | 11月にこども家庭庁が実施する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」がある。 | 担当部長 |

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

| 質問事項 | 質問要旨 | 答弁者 |
|----------------------|---|----------------------|
| <p>3 学校行事の来賓について</p> | <p>(1) 現状について ア 本町が捉える権利侵害を含む虐待の定義について。 イ 過去3年の権利侵害を含む虐待件数及びその内容は。 ウ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおける実際の啓発活動や取組は。</p> <p>(2) 「広報とうごう」に記載されているヤングケアラーについて ア ヤングケアラーの定義は。 イ ヤングケアラーのいる家庭への支援は。 ウ 群馬県高崎市のような取組は本町において可能か。</p> <p>(3) こども家庭庁及びこども基本法ができ、また本町においては平成26年より東郷町子ども条例があり、子どもに対する様々な取組をすることとなっているが、本町における今後の支援について新たな取組はあるか伺う。</p> <p>東教発第437号令和5年10月17日付にて通知されました「学校行事への出席案内の取扱いについて」について (1) 出席案内を行わなくなった経緯は。 (2) 来年度以降も同様に出席案内はないのか。</p> | <p>教育長 担当部長</p> |

(注) 要旨は、具体的に記載すること。